# ラオス国籍者に留保される事業リストの改正について

2026 年 11 月 17 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

## 1. 経緯



ラオスでは、外国資本の参入を制限している事業分野があり、規制の目的や外資出資比率などに応じて、複数のリストで管理されています。主なものとして、以下があります。

- 2019 年 1 月 10 日付「ネガティブリスト事業およびコンセッション事業に関する首相令」No03）」
- 2025 年 11 月 11 日付「ラオスにおいて禁止される事業分野リスト（No2821）」（詳細は弊所ニューズレターをご参照下さい）
- 2025 年 11 月 11 日付「外国投資家向け条件付き事業リスト（No2823）」（詳細は弊所ニューズレターをご参照下さい）

今回改正されたのは、2015 年 7 月 13 日付「ラオス国籍者に留保される事業リスト（No1328）」です。同リストは、ラオス国民の伝統的な手工芸品に関する事業や、高度な知識、技術や大規模な資本を必要としない事業などをラオス国籍者に留保するものです。

ラオス国籍者に保留されている事業にも関わらず、外資企業や外国籍の投資家が事業を行っていることが発覚した場合は、新リストに適合しない企業登録や事業許可は無効とされ、違反者は法的責任を負うとされています（新リスト第 2 項）。なお、新リストの施行前から適法に事業を行っていた外資企業の取扱い（経過措置の有無）は新リストに定めがなく、当局からは、登録資本金をラオス国籍者の事業者よりも高く設定するなどして対応するとの見解が示されています。

今回の改正版（2025 年 11 月 11 日付（No2822）（以下、「新リスト」））では、運輸・自動車関連サービスを中心に新たな業種が加わりました。

本ニューズレターでは、新リストで新たに追加された業種を紹介し、実務上の留意点を解説します。

## 2．新たに追加された業種

### （1）運輸分野

旅客輸送が車種ごとに細かく掲載されたほか、「駐車場やレッカーなどの付帯サービス、交通標識の製造・設置」が新たに留保されました。

**＜運輸分野＞**

| No. | LSIC | 業種 | 所管省庁 |
|---|---|---|---|
| 14 | 43299 | 交通標識の製造・設置 | 公共事業運輸省 |
| 15 | 49210 | 旅客輸送（バス） | 公共事業運輸省 |
| 16 | 49210 | 旅客輸送（バン） | 公共事業運輸省 |
| 17 | 49210 | 旅客輸送（ソンテウ） | 公共事業運輸省 |
| 18 | 49221 | 旅客輸送（タクシー） | 公共事業運輸省 |
| 19 | 49222 | 旅客輸送（トゥクトゥク・ジャンボー） | 公共事業運輸省 |
| 20 | 52211 | 駐車サービス | 公共事業運輸省 |
| 22 | 52212 | レッカー（牽引）サービス | 公共事業運輸省 |

なお、旧リストから引き続き掲載されている新リスト No.11「その他の陸上旅客輸送（49229）」は「メータータクシー事業を除く」と規定していますが、当局への聞き取りによれば、No.18 のとおり、メータータクシーを含むタクシー事業全般がラオス国籍者に留保されているとのことです。しかしながら、旧条件付き事業リスト（No1327）（「外国投資家向け条件付き事業リスト（No2823）」の前版）ではメータータクシーは外国投資家にも認められていたため、現在も外資系事業者が営業しています。当局は、ラオス国籍者より高い登録資本金を設定するなどして、外国投資家の参入を認める方向で再検討を進めているとのことです。

（２）自動車・二輪車の整備関連

新リストでは、「二輪車の修理、洗車、板金・塗装、自動車の装飾」が新たにラオス国籍者に留保されました。一方、「自動車の一般的な保守・修理（LSIC 45201 等）」は新リストに掲載されていません。これらは「外国投資家向け条件付き事業リスト（No2823）の卸売・小売の範囲（45101～47990）」に含まれるため、外国投資家も同リストの資本金・出資比率の条件のもとで営むことができるものと考えられます（詳細は弊所ニューズレターをご参照下さい）。

**＜自動車・二輪車の整備関連＞**

| No. | LSIC | 業種 | 所管省庁 |
|---|---|---|---|
| 25 | 45402 | 二輪車の修理 | 公共事業運輸省 |
| 26 | 45203 | 洗車 | 公共事業運輸省 |
| 27 | 45202 | 車両の板金・塗装 | 公共事業運輸省 |
| 28 | 45210 | 自動車の装飾（部品の卸売・小売を除く） | 公共事業運輸省 |

（３）観光・飲食分野

「小規模飲食店と土産品の製造」が新たに留保リストに登録されました（「外国投資家向け条件付き事業リスト（No2823)」では、50～99 席のレストラン業が外資 100%で認められています）（詳細は弊所ニューズレターをご参照下さい)。

「旅行業」は、旧リストでは特定地域の現地ガイドに限られていましたが、新リストでは「国内及び特定地域の旅行業」に範囲が広がっています（詳細は弊所ニューズレターをご参照下さい)。

**＜観光・飲食分野＞**

| No. | LSIC | 業種 | 所管省庁 |
|---|---|---|---|
| 44 | 16290 | ラオスの土産品の製造 | 文化観光省 |
| 45 | 79120 | 国内及び特定地域の旅行業 | 文化観光省 |
| 46 | 56120 | 小規模（49 席以下）の飲食店<br>（詳細は弊所ニューズレターをご参照下さい） | 文化観光省 |

（４）条件付き事業リストから移った業種

次の業種は、「旧条件付き事業リスト（No1327)」では外国投資家にも認められていましたが、新リストではラオス国籍者に留保されています。

**＜条件付き事業リストから移った業種＞**

| No. | LSIC | 業種 | 旧条件付き事業リストでの条件 |
|---|---|---|---|
| 13 | 85491 | 自動車教習所 | 自動車教習所 :80 億キープ超、外資 49%／二輪教習所：150 億キープ超、外資 100% |
| 18 | 49221 | タクシー（メータータクシーを含む。当局への聞き取りによる） | 4922（メータータクシー）:50 億キープ超、外資 100% |
| 24 | 49231 | 国内陸上貨物輸送 | 30 億キープ超、外資 100% |
| 26 | 45203 | 洗車 | 4520（自動車整備）:15 億キープ超、外資 100% |
| 27 | 45202 | 車両の板金・塗装 | 同上 |
| 28 | 45210 | 自動車の装飾（部品の卸売・小売を除く） | 同上 |

## ３．実務上の留意点

今回新たに追加された業種について、今後、外資企業や外国籍の投資家が事業を行って

いることが発覚した場合はリストに適合しない企業登録や事業許可は無効とされ、違反者は法的責任を負う可能性があります（新リスト第２項）。
ただ、「理容・美容業」などは旧リストの時代から一貫してラオス国籍者に留保されていますが、実際には外国人が経営する店舗も見られます。しかしながら、新リストに記載のある業種については、ラオス人の名義を借りて事業を行う場合も含め、他社の事例があることを理由に参入することは避け、事前に適法性を確認することをお勧めします。

以　上

〈注記〉
本資料に関し、以下の点ご了解ください。
・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、日本人専門家１名を含む合計６名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

masaki.fujiwara@oneasia.legal（藤原　正樹）
satomi.uchino@oneasia.legal　（内野　里美）



藤原　正樹　One Asia Lawyers Group タイ・ラオス共同代表　パートナー弁護士（日本法）
タイの M&A 法務、債権回収、個人情報保護法、労働法を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。日本では、日本の法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、数多くの訴訟案件にも対応してきた実績がある。



内野　里美　弁護士法人 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う